

お詫びとご報告

国立がん研究センターにおいて、平成 22 年 12 月分の給与・賞与等の源泉所得税の納付について、平成 23 年 1 月 11 日までに納付すべきところ、事務部門の担当者が失念し、延滞税及び不納付加算税が課せられることになりました。

職員のみならず、当センターに多大な支援をいただいております国民の皆様に対してご迷惑をおかけしたことをお詫び申し上げます。

本件に先立ち、平成 22 年 6 月支給の退職金に係る源泉徴収の所得税について不納付があり、追加納付及び不納付加算税を納付していたという前歴がございましたが、理事長への報告がございませんでした。

この件も踏まえた理事会の決定に基づき、本件の関係者に対しては、処分（1 名については賞与等の減額を伴う文書厳重注意、2 名については口頭厳重注意）を行ったことをご報告いたします。

本センターでは、再発防止を徹底するために、納付時期の前倒し（納付期限日に納付するのではなく、給与等の支給日に納付する形に改める）等の取り組みを強化いたします。

平成 23 年 1 月 21 日
国立がん研究センター理事長
嘉山 孝正